

労務管理事務所フォーショウハーフ 行動計画

従業員の働き方を見直し、特に女性従業員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～ 平成33年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性従業員の健康の確保について、従業員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 医療保険制度に関する最新情報を収集する。
- 平成30年 4月～ 医療保険制度に関する最新情報の周知を運用する。
- 平成30年 4月～ 相談窓口の設置について従業員に周知する。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成30年 4月～ 出産前後に係る諸制度の最新情報を収集する。
- 平成30年 4月～ 収集した最新情報の従業員への周知を運用する。

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 平成30年 4月～ 産前休業開始前に従業員が希望する労働時間を確認する。
- 平成30年 4月～ 該当従業員の現在の業務を一覧にして確認する。
- 平成30年 4月～ 各業務に要する時間を予測し、業務の分担を再考する。